

－ 制定・改廃の概要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 26 年 3 月 31 日・東京都規則第 32 号

1 概要

(1) 改正理由

- ア 東京都公害防止管理者関係
エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 59 年法律第 49 号）の改正に伴い、東京都一種公害防止管理者に係る規定を整備する。
- イ 石綿の飛散の状況の監視関係
石綿の飛散の監視方法及び測定方法について、規定を改正する。

(2) 改正内容

- ア 東京都公害防止管理者関係
「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の題名が「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改正されることに伴い、同法を引用する別表第 10 を改正する。
- イ 石綿の飛散の状況の監視関係
 - (ア)監視の方法
監視の方法に、石綿飛散状況の監視結果を記録し、3年間保存することを義務付ける規定を設ける。（別表第 13（第 59 条関係））
 - (イ)測定方法
測定方法に、石綿の種類に応じた方法で測定ができるよう十分な精度を有するものとして知事が定める方法を追加する。（別表第 13（第 59 条関係）付表）

2 施行日

- (1) 別表第 10 の改正規定 平成 26 年 4 月 1 日
- (2) 別表第 13 の改正規定 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年東京都条例第 74 号）の施行日

3 問合せ先

東京都環境局環境改善部計画課

直通 03-5388-3482

内線 42-331